

伊 達 地 域

循環型社会形成推進地域計画[変更]

伊達市
桑折町
国見町
川俣町
福島市

伊達地方衛生処理組合

平成 18 年 2 月 20 日 策定

平成 21 年 2 月 10 日 変更

平成 22 年 12 月 21 日 変更

平成 23 年 12 月 6 日 変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3	施策の内容 -----	9
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	16
	別添 1～2 -----	17
	様式 1～3 -----	25
	参考資料様式 1、4、5、6 -----	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 構成市町名 ごみ処理：伊達市、桑折町、国見町、川俣町、飯野町
 し尿処理：伊達市、桑折町、国見町、福島市（一部）
 - ◇ 面 積 765.27km²（ごみ処理：494.94 km²、し尿処理：616.30 km²）
 - ◇ 人 口 142,562 人（ごみ処理：118,362 人、し尿処理：118,751 人）
- （平成 16 年 10 月 1 日現在）

表 1-1 面積及び人口内訳

（平成16年10月1日現在）

市町村名	伊達市※	桑折町	国見町	川俣町	飯野町	福島市(飯坂町)	組合合計
面 積 (km ²)	265.10	42.97	37.90	127.66	21.31	270.33	765.27
人 口 (人)	70,159	13,525	10,867	17,206	6,605	24,200	142,562

処理対象別	ごみ処理	し尿処理
面 積 (km ²)	494.94	616.30
人 口 (人)	118,362	118,751

※)伊達市は、旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月館町の合計を示す。



図 1-1 対象地域図

参考 1：別添 1 に関係施設の位置図を添付します。

(2) 計画期間

本計画は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

伊達地方衛生処理組合（以下、「本組合」という。）におけるごみ処理は、可燃ごみについては本組合ごみ焼却施設において焼却処理し、不燃ごみ及び粗大ごみについては不燃物処理資源化施設（缶類処理資源化施設）及びペットボトル・びん類処理資源化施設において資源回収するとともに、有効利用の促進を図ります。

収集ごみ、直接搬入ごみともに、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を図ります。さらに、平成 17 年度から可燃ごみとして排出されているその他プラスチック類の分別収集を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を目指します。

(4) 広域化の検討状況

本組合は福島市及び安達地方広域行政組合（二本松市、大玉村、本宮町、白沢村）と 1 市 2 組合の「県北ブロック」として、一般廃棄物処理の広域化について検討を行っており、「県北ブロックごみ処理広域化推進計画」（平成 14 年 3 月）では、ごみ焼却施設は平成 29 年度に福島市の一部と広域処理を行い、資源化施設については当面 1 市 2 組合それぞれで処理を行っていく計画としています。

し尿処理については将来的には県北ブロックで汚泥再生処理センター、1 施設による処理とする方針としており、現在、し尿処理は川俣方部衛生処理組合で処理を行っている川俣町、飯野町及び福島市全域と合わせて汚泥再生処理センターを整備する計画としています。

しかし、し尿処理についての現状は、各地域における下水道等の集合処理施設整備の進捗の鈍化により、し尿等処理量はまだ多い状況であり、処理量の多い段階での広域化によるし尿等の収集・運搬の非効率性及び現有施設の老朽化による施設整備の緊急性を勘案すると、当面は現状の処理区域を継続していくことが適当であると判断されたため、現有施設を汚泥再生処理センターに更新するものとします。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 16 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

総排出量は、集団回収量も含め 46,039 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 5,058 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は約 11.0％となっています。

中間処理による減量化量は 35,731 トンであり、集団回収を除いた排出量の概ね 80％が減量化されています。また、集団回収量を除いた排出量の約 1 割にあたる 5,250 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 40,085 トンであり、このうち本組合し尿処理施設からの排出されるし尿処理汚泥（1,859 トン）及び不燃ごみ、粗大ごみの処理残渣（2,084 トン）を含んでいます。ごみ焼却施設では、温水の場合内利用を行っています。

また、ごみ埋立処分地施設では、本組合ごみ焼却施設から排出される焼却残灰及び不燃ごみ、粗大ごみの処理残渣の埋立処分を行っており、平成 16 年度の最終処分量は 5,250 トンとなっています。

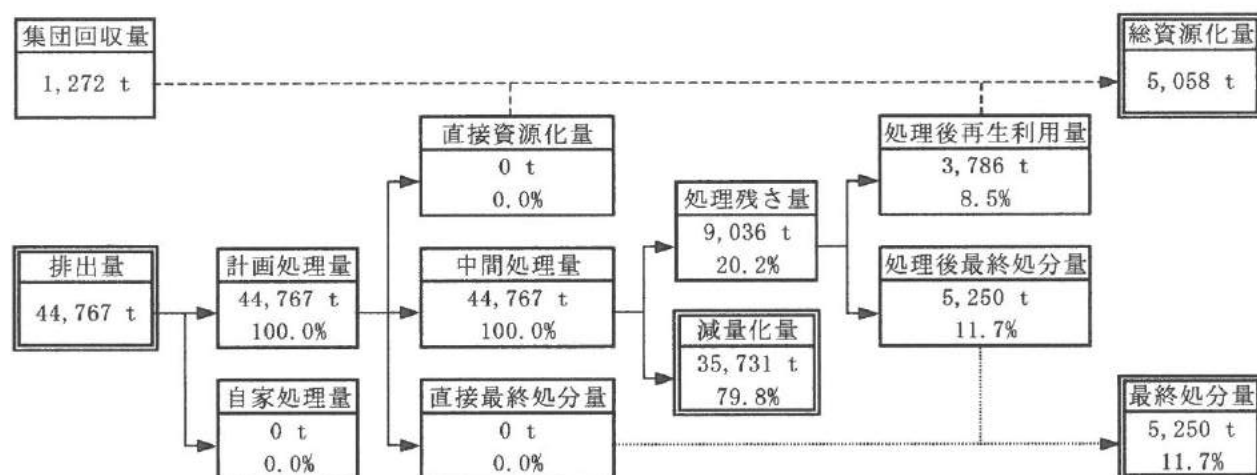


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 16 年度）

(2) 生活排水処理の現状

本組合し尿処理施設では、組合管内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理しており、平成 16 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出は、図 2-2 のとおりです。

生活排水処理対象人口（総人口）は、全体で 118,751 人であり、生活排水処理人口は 34,792 人、汚水衛生処理率は 29.0%となっています。

し尿発生量は 15,258.4kL/年、浄化槽汚泥発生量は 22,982.3kL/年（浄化槽汚泥：13,368.9kL/年、浄化槽濃縮汚泥：9,613.4kL/年）であり、自家処理人口を除いた処理・処分量（＝収集・運搬量）は 38,240.7kL/年となっています。

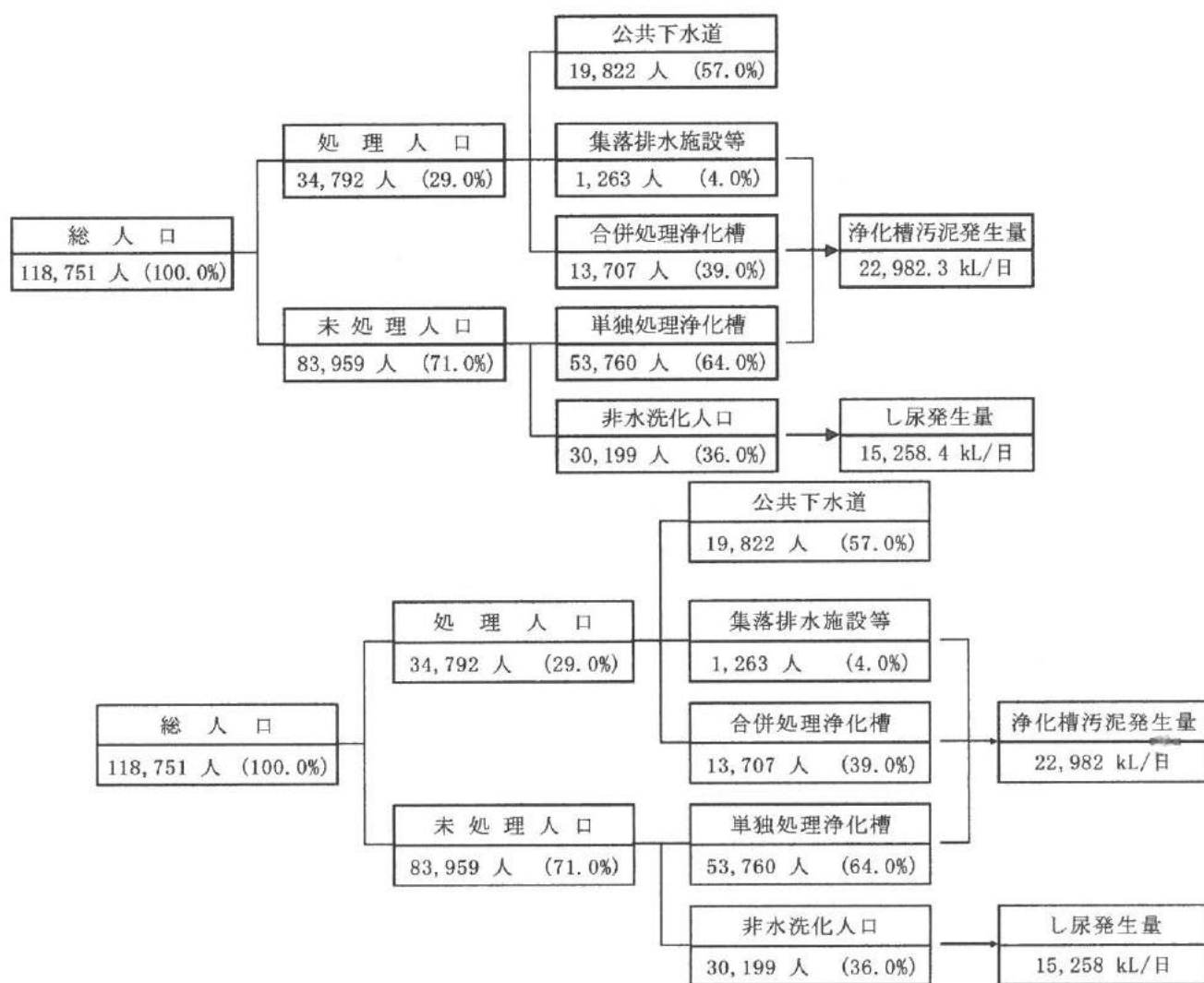


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー（平成16年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化・再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

参考として、表 2-2 に減量化・再生利用に関する構成市町の現状（内訳）及び別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現状（割合 ^{※1} ） （平成16年度）	目標（割合 ^{※1} ） （平成24年度）
排 出 量	事業系 ^{※2} 総排出量	15,832 トン	10,320 トン（-34.8%）
	1 事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.476 トン/事業所	1513 トン/事業所（-38.9%）
	家庭系 総排出量	28,935 トン	21,371 トン（-26.1%）
	1 人当たりの排出量 ^{※4}	224 kg/人	168 kg/人（-24.9%）
	合計 事業系家庭系排出量合計	44,767 トン	31,691 トン（-29.2%）
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン（0.0%）	0 トン（0.0%）
	総資源化量	5,058 トン（11.3%）	5,727 トン（18.1%）
熱 回 収 量:熱回収量（年間の発電電力量）		—	—
減 量 化 量:中間処理による減量化量		35,731 トン（79.8%）	23,483 トン（74.1%）
最 終 処 分 量:埋立最終処分量		5,250 トン（11.7%）	3,561 トン（11.2%）

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 直接搬入ごみ量を事業系ごみ量とする。

※3 $(1 \text{ 事業所あたりの排出量}) = \{ (\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{事業所数})$

事業所数: 5,854 (「福島県統計書 平成15(2003)年版」経済基盤; 事業所・企業統計調査(平成13年7月1日)より)

H16年度事業系ごみの資源ごみ量: 1,339 t (排出量に対する割合より算出)

※4 $(1 \text{ 人あたりの排出量}) = \{ (\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{人口})$

H16年度ごみ処理人口: 118,362 人 (平成16年度データより)

H16年度家庭系ごみの資源ごみ量: 2,447 t (排出量に対する割合より算出)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再 生 利 用 量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最 終 処 分 量: 埋立処分された量[単位: トン]

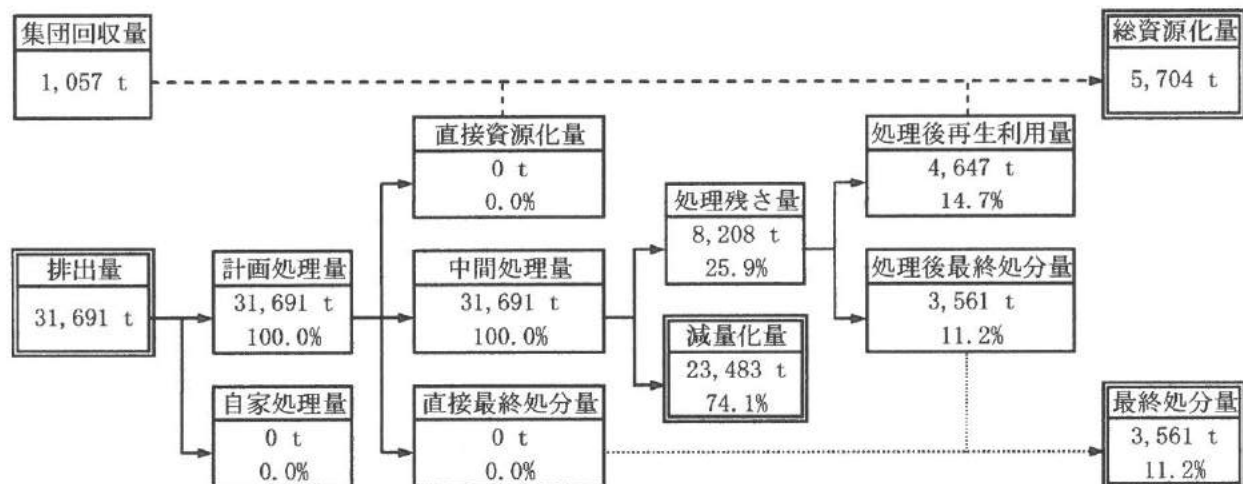


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成 24 年度)

表 2-2 減量化・再生利用に関する構成市町の現状(内訳 1/2)

指 標・単 位		桑折町の現状 (平成16年度)	旧伊達町の現状 (平成16年度)	国見町の現状 (平成16年度)
排 出 量	事業系 ^{※2} 総排出量	1,324 トン	1,255 トン	1,141 トン
	1 事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.184 トン/事業所	2.184 トン/事業所	2.186 トン/事業所
	家庭系 総排出量	3,393 トン	3,250 トン	2,331 トン
	1 人当たりの排出量 ^{※4}	230 kg/人	276 kg/人	196 kg/人
	合計 事業系家庭系排出量合計	4,717 トン	4,505 トン	3,472 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン	0 トン	0 トン
	総資源化量	515 トン(10.9%)	516 トン(11.5%)	651 トン(18.8%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	3,765 トン(79.8%)	3,596 トン(79.8%)	2,771 トン(79.8%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	553 トン(11.7%)	528 トン(11.7%)	407 トン(11.7%)

指 標・単 位		旧梁川町の現状 (平成16年度)	旧保原町の現状 (平成16年度)	旧霊山町の現状 (平成16年度)
排 出 量	事業系 ^{※2} 総排出量	2,301 トン	5,179 トン	1,079 トン
	1 事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.185 トン/事業所	3.411 トン/事業所	2.186 トン/事業所
	家庭系 総排出量	4,519 トン	6,308 トン	2,241 トン
	1 人当たりの排出量 ^{※4}	201 kg/人	233 kg/人	216 kg/人
	合計 事業系家庭系排出量合計	6,820 トン	11,487 トン	3,320 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン	0 トン	0 トン
	総資源化量	811 トン(11.9%)	1,061 トン(9.2%)	361 トン(10.9%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	5,443 トン(79.8%)	9,169 トン(79.8%)	2,650 トン(79.8%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	800 トン(11.7%)	1,347 トン(11.7%)	389 トン(11.7%)

※) 伊達市の平成16年度の現状については、合併前の旧町(旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月館町)で示している。

表 2-2 減量化、再生利用に関する構成市町の現状(内訳 2/2)

指 標・単 位		旧月舘町の現状 (平成16年度)	川俣町の現状 (平成16年度)	飯野町の現状 (平成16年度)
排 出 量	事業系※ ² 総排出量	453 トン	2,203 トン	897 トン
	1 事業所当たりの排出量※ ³	2.184 トン/事業所	2.185 トン/事業所	2.184 トン/事業所
	家庭系 総排出量	934 トン	4,394 トン	1,565 トン
	1 人当たりの排出量※ ⁴	186 kg/人	234 kg/人	217 kg/人
	合計 事業系家庭系排出量合計	1,387 トン	6,597 トン	2,462 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン	0 トン	0 トン
	総資源化量	138 トン(9.9%)	716 トン(10.9%)	289 トン(11.7%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	1,107 トン(79.8%)	5,265 トン(79.8%)	1,965 トン(79.8%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	163 トン(11.8%)	774 トン(11.7%)	289 トン(11.7%)

※) 伊達市の平成16年度の現状については、合併前の旧町(旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月舘町)で示している。

(4) 生活排水処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-3 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

参考として、表 2-4 に減量化、再生利用に関する構成市町の現状(内訳)及び別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成16年度実績	平成24年度目標
処 理 形 態 別 人 口	公共下水道	19,822 人 (16.7%)	34,134 人 (30.5%)
	農業集落排水施設等	1,263 人 (1.1%)	1,316 人 (1.2%)
	合併処理浄化槽等	13,707 人 (11.5%)	20,293 人 (18.1%)
	未処理人口	83,959 人 (70.7%)	56,250 人 (50.2%)
	合 計	118,751 人 (100%)	111,993 人 (100%)
し尿・ 汚泥 の量	汲取りし尿量	15,258.4 kL	11,607.0 kL
	浄化槽汚泥量	22,982.3 kL	15,358.0 kL
	合 計	38,240.7 kL	26,965.0 kL

表 2-4 生活排水処理に関する構成市町の現状(内訳)

区 分		桑折町の現状 (平成16年度)	旧伊達町の現状 (平成16年度)	国見町の現状 (平成16年度)
処理形態別人口	公共下水道	3,197 人 (23.6%)	2,625 人 (24.3%)	4,081 人 (37.6%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
	合併処理浄化槽等	2,023 人 (15.0%)	833 人 (7.7%)	932 人 (8.6%)
	未処理人口	8,305 人 (61.4%)	7,332 人 (68.%)	5,854 人 (53.8%)
	合 計	13,525 人 (100%)	10,790 人 (100%)	10,867 人 (100%)

区 分		旧梁川町の現状 (平成16年度)	旧保原町の現状 (平成16年度)	旧霊山町の現状 (平成16年度)
処理形態別人口	公共下水道	3,913 人 (19.1%)	2,641 人 (10.7%)	0 人 (0%)
	農業集落排水施設等	1,263 人 (6.1%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
	合併処理浄化槽等	1,281 人 (6.2%)	3,240 人 (13.1%)	1,523 人 (16.1%)
	未処理人口	14,080 人 (68.6%)	18,868 人 (76.2%)	7,960 人 (83.9%)
	合 計	20,537 人 (100%)	24,749 人 (100%)	9,483 人 (100%)

区 分		旧月舘町の現状 (平成16年度)	福島市飯坂町の現状 (平成16年度)
処理形態別人口	公共下水道	0 人 (0%)	3,365 人 (13.9%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0%)	0 人 (0%)
	合併処理浄化槽等	758 人 (16.5%)	3,117 人 (12.9%)
	未処理人口	3,842 人 (83.5%)	17,718 人 (73.2%)
	合 計	4,600 人 (100%)	24,200 人 (100%)

※) 伊達市の平成16年度の現状については、合併前の旧町(旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月舘町)で示している。

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

現在、事業系ごみについては、従量制課金し、処理料金として徴収しています。

家庭系ごみについては、現在、無料ですが、今後は排出抑制意識の向上と費用負担の公平性確保のため、有料化を検討します。

なお、有料化の方法については、周辺地域における導入事例等の調査を行い、減量化・再資源化を効率的に促進できる方法を検討していきます。

イ 環境教育、普及啓発、助成

- ①学校や地域において、パンフレット・チラシやビデオテープ等を活用した環境教育やごみ処理施設等の見学会、資源分別の学習見学の機会を設け、ごみについて身近な問題として認識してもらい、理解と協力を求めます。
- ②ごみ排出量の増大や廃棄物処理施設の逼迫などのごみ等処理の現状と課題について、住民および事業者の認識を深めるよう啓発活動を推進します。
- ③住民に対してごみの排出抑制、再生利用の意識および効果、ごみ排出方法に関する啓発を積極的に行い、住民及び事業者が自主的に、かつ積極的に取り組めるよう、ごみ減量化・資源化の体制づくりや仕組みづくりを行い、リサイクルシステムが円滑に機能するよう体系を確立していくものとします。
- ④自治会や子供会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及・啓発や資源回収などに取り組むものとします。
- ⑤ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底を図り、十分な減量効果が得られるよう、住民説明会等を開催し住民の理解と協力を求めることとします。
- ⑥家庭から排出される厨芥類については、可燃ごみと分別し、自家処理の推進の理解と協力を求めるとともに、家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度を活用することとします。
- ⑦資源化の促進施策として、「ごみ減量化・資源化促進審議会」を設置し、ごみの減量化・資源化施策の評価・推進を行うとともに、住民への啓発を図っていくものとします。

ウ 買い物袋の持参及び過剰包装の抑制

住民への買い物袋持参の呼びかけ、簡易な包装商品の選択を働きかけるとともに、町内小売店等での「ごみ減量化協力店」としての協力等の啓発活動を推進します。

エ 再資源物の利用促進

使い捨て商品の使用自粛、リターナブル容器や再生資源を原材料とした商品の販売、購入、利用の促進に努めます。

オ 不用品交換会、バザー、フリーマーケットの開催及び助成

ごみの減量と資源の有効利用を目的に、粗大ごみとして排出される家具や自転車を修理して住民に有料で提供するイベントの開催、住民主体の自主的なイベント開催の機会の提供を検討します。また、これまでの住民・事業者による自主的なリサイクル活動をさらに推進するため、支援制度の拡充を図った集団資源回収を促進します。

カ 生活排水対策

家庭等から排出される生活雑排水による汚濁負荷量の削減のため、廃油ポット・三角コーナネット・拭取紙等の排出抑制用品の普及、無リン洗剤・せっけんなどの使用について広報を使って普及啓発を図ります。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法は表 3-1、分別区分とその種類は表 3-2 に示すとおりです。

本組合では、循環型社会の構築に向けて、平成 17 年 4 月から管内全町を対象にごみの分別収集を実施し、分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（びん類・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び紙類）、粗大ごみの 4 区分となっています。

表 3-1 伊達地域各市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（H16年）			
伊達地方衛生処理組合構成町共通			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）
可燃ごみ	焼却	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	38,001
不燃ごみ	リサイクル	伊達地方衛生処理組合 不燃物処理資源化施設	3
缶類		伊達地方衛生処理組合 不燃物処理資源化施設	706
びん類		伊達地方衛生処理組合 ペットボトル・びん類処理 資源化施設	1,435
ペット ボトル		伊達地方衛生処理組合 ペットボトル・びん類処理 資源化施設	319
粗大ごみ	その他	伊達地方衛生処理組合 粗大ごみ処理施設	3,656
紙類 （新聞紙、折込ちらし、 段ボール、雑誌、本、 紙バック）	集団回収	委託	—
厨芥類	リサイクル	各家庭	—
その他	その他	委託	—

今後（H24年）						
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 （トン）	分別区分
			一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	焼却	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	（焼却灰） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	26,695	可燃ごみ
容リ法に基づく プラスチック	リサイクル	選別→圧縮→引き渡し	伊達地方衛生処理組合 廃プラスチック処理資源化施 設	（処理残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	1,530	容リ法に基づく プラスチック
不燃ごみ		選別→圧縮→引き渡し	伊達地方衛生処理組合 粗 大ごみ処理施設	（不燃残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	2	不燃ごみ
缶類		選別→圧縮→売却	伊達地方衛生処理組合 粗大ごみ処理施設	（処理残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	506	缶類
びん類		選別→貯留→引き渡し	伊達地方衛生処理組合 ペットボトル・びん類処理 資源化施設	（処理残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	1,020	びん類
ペット ボトル	リサイクル	選別→圧縮→引き渡し	伊達地方衛生処理組合ペット ボトル・びん類処理資源化施 設	（処理残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	232	ペット ボトル
粗大ごみ	その他	破碎→圧縮→売却	伊達地方衛生処理組合 粗大ごみ処理施設	（処理残渣） 伊達地方衛生処理組合 一般廃棄物埋立処分地施設	2,700	粗大ごみ
紙類 （新聞紙、折込ちらし、 段ボール、雑誌、本、 紙バック）	リサイクル	（委託、売却）	（委託、売却）	—	—	紙類 （新聞紙、折込ちらし、 段ボール、雑誌、本、 紙バック）
厨芥類		堆肥化	（各家庭）	—	—	厨芥類
その他	その他	（委託）	（委託）	—	—	その他

表 3-2 伊達地域各市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

区 分	
燃やせるごみ (可燃ごみ)	生ごみ類 ・ 野菜、魚、肉等の調理くず ・ お茶がら ・ 食べ残し ・ 卵のから 紙くず・木くず類 ・ 紙コップ、紙皿、紙トレイ ・ わりばし ・ ちり紙 ・ 竹ぐし 布くず類 ・ 衣類 ・ タオル ・ 布類 ・ 枕 プラスチック製品 ・ ストロー ・ ビデオテープ ・ 歯ブラシ ・ CD ・ スポンジ ・ ファイル その他 ・ ゴム、皮革製品 ・ 汚れの落ちないプラスチ ・ 使い捨てカイロ - ック製容器包装類 ・ たばこの吸殻 ・ 草花 等 ・ 木工製品 等 ・ せん定した枝木類 ・ 帽子 ・ 毛糸 ・ 紙おむつ (汚物は除く) ・ ぬいぐるみ 等 ・ カセットテープ ・ カード類 ・ 家庭用食用油
燃やせないごみ (不燃ごみ)	金属類 ・ スチール缶、アルミ缶 ・ スプレー缶 ・ かんづめ缶 ・ くぎ類 ガラス類 ・ 割れたガラス ・ 耐熱ガラス ・ ガラスの花瓶 ・ コップ 小型電化製品 ・ 電気かみそり ・ 懐中電灯 その他 ・ 陶磁器類 ・ 乾電池 ・ 温度計 ・ 蛍光灯 (電球類) ・ 灰皿 ・ 手鏡 等 ・ びんのふた 等 ・ はさみ ・ 資源化物として出せないびん (化粧品等のびん等) ・ 電動歯ブラシ ・ カメラ、ビデオカメラ 等 ・ カセットボンベ ・ 腕時計 ・ 刃物類
資源物	ビン類、ペットボトル ・ 飲食料用びん ・ 清涼飲料類 ・ 調味料等のペットボトルに  ペットマークのあるもの プラスチック製容器包装 ・ 袋類 (レジ袋、菓子、野菜などの袋類、 みかんのネット等) ・ 容器類 (弁当、卵、ヨーグルト、カップ類等の容器類やキャップ、ふた等) ・ トレイ類 (肉、魚介類、惣菜、冷凍食品などの食品トレイ類や菓子の中敷き等) ・ 外装フィルム、パック等 (カップ麺やビデオテープゼリーなどの外装パック、歯ブラシなどのパック) ・ ボトル類 (シャンプー、液体洗剤などのボトル (ペットボトル意外のものt)) ・ 緩衝剤 (電化製品などの梱包剤) 紙製容器梱包及び紙類 ・ 紙容器梱包 ・ (紙) マークがついている ・ 新聞紙、折込ちらし ・ 雑誌、本 ・ ダンボール ・ 紙バック
粗大ごみ	電化製品類 ・ ワープロ ・ ステレオ ・ ガス給湯器 ・ ラジオ ・ 掃除機 ・ 電子レンジ 家具類 ・ タンス ・ サイドボード ・ カーペット ・ まな板 ・ テーブル ・ ベッド 木・枝 ・ 枝切れ ・ 木製支柱 乗り物類 ・ 自転車 ・ 乳母車 ・ 一輪車、三輪車 ・ 車椅子 その他 ・ 傘 ・ 物干し台 ・ なべ ・ ぶらさがり健康器具、スーツケース ・ 一斗缶 ・ 針金 ・ フライパン ・ 針金ハンガー ・ ポット 等 ・ ミシン ・ ストープ ・ ガスレンジ 等 ・ 机 ・ いす ・ ふとん ・ 竹 ・ 乳幼児用遊具 等 ・ コードのついたもの (ドライヤー、電話機) ・ たたみ ・ 物干し ・ マットレス 等 ・ 庭木 等
不適物	・ LPガスボンベ ・ 自動車部品 ・ 消火器 ・ バイク ・ 医療廃棄物 ・ 農機具類 ・ 家電リサイクル法対象機器 ・ 農薬 ・ 農業用ビニール ・ 石、土砂、汚泥 ・ 廃油 ・ 建築廃材 等 ・ 鉱物 (ラドン等) 利用等の健康器具

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の処理については、家庭ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行います。

また、たとえば年間 100 トン以上の事業系一般廃棄物の排出業者などの条件を設定し、事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業所における廃棄物の減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進していきます。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、事業系の廃棄物については、本組合の一般廃棄物処理施設において処理を行っています。今後、事業系廃棄物については、事業者による再利用を促進する施策等の検討を行っていきます。

エ 生活排水処理の現状と今後

本組合では、管内から排出される、し尿及び浄化槽汚泥をバキューム車若しくは浄化槽汚泥濃縮車で収集・運搬し、本組合し尿処理施設において処理しています。し尿処理施設は稼働後 23～34 年経過し、施設・設備の老朽化、し尿等の量的質的变化により、し尿処理は適正に行われているものの補修費等が高み、運営に著しく支障を来している状況であることから、施設整備が急務となつていきます。

今後は、早急に地域のし尿処理に見合った汚泥再生処理センターを整備することとし、施設整備に際しては、し尿等の処理のみならず、有機性廃棄物である農業集落排水汚泥を併せて処理するとともに資源を回収し、有効利用を図る計画とします。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇可燃ごみとして処理されている廃棄物については、分別収集を徹底するなど、可燃ごみ減量に努めたうえで、リサイクルに努める。
- ◇廃棄物の分別収集を行い、資源化に努める。
- ◇事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◇本組合管内から排出される、し尿及び浄化槽汚泥については、更新する汚泥再生処理センターで有機性廃棄物である農業集落排水汚泥と併せて処理するとともに、資源を回収し、有効利用を図る。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 3-3 のとおり、必要な処理施設の整備を行います。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	粗大ごみ処理施設更新 建設工事	19.7 t / 5 h (粗大ごみ 14.6 t / 5 h) (不燃ごみ 5.1 t / 5 h)	福島県伊達市保原町 字西新田1-1	H23
2	有機性廃棄物リサイクル推進施設 (汚泥再生処理センター)	伊達地方衛生処理組合 汚泥再生処理センター 整備事業	85kL / 日	福島県伊達郡桑折町 大字伊達崎字舟場東 外地内 (組合有地)	H18～H20

(整備理由)

事業番号 1 施設の老朽化、適正処理による維持管理コスト削減、資源回収・有効利用の促進、資源物の保管

事業番号 2 施設の老朽化、適正処理による維持管理コスト削減、生活環境・水環境の保全

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-4 のとおりに行います。

表 3-4 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	設置予定地	直近の整備済 基数 (基)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
			(平成16年度)	(基)	(人)	
3	浄化槽設置整備事業	伊達市	1,237	1,031	3,523	H18～H23
		桑折町	541	181	1,153	H18～H23
		国見町	235	127	519	H18～H23
	合 計		2,013	1,339	5,195	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、汚泥再生処理センター整備事業については、平成 16 年度までに生活環境影響調査、地質調査等を実施しました。

粗大ごみ処理施設整備事業については、平成 19 年度に影響調査等を実施予定です。

表 3-5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	伊達地方衛生処理組合粗大ごみ処理施設更新（事業番号1）に係る環境影響調査事業	環境影響調査等	H22

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう関連団体や小売店等と協力して普及啓発を行います。

イ 不法投棄対策

各市町自治会や住民団体等と一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、パトロールの強化など不法投棄防止を図ります。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に町内あるいは広域内でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、周辺市町村地域との連携体制の構築を図ります。

災害時に発生する廃棄物の仮置き場としては、伊達地方衛生処理組合の清掃センター及び一般廃棄物埋立処分地施設を候補地とします。

エ 浄化槽の整備事業の推進

各市町においては、生活排水の適正処理及び衛生処理率の向上を図るため、下水道区域外を対象に浄化槽の整備設置の推進を図ります。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

伊達地域各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、伊達地域各市町、福島県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直しますものとします。